

○庄原市個人情報保護条例

平成17年3月31日条例第16号

改正

平成27年10月1日条例第36号

庄原市個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護が重要であることを認識し、市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープその他一切の媒体に記録されるもの又はされたものをいう。
- (2) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院管理者及び議会をいう。
- (4) 市民 実施機関が管理している個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
- (5) 民間事業者 事業を営む法人（国（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱

いの確保に関して必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の職員（特別職の職員を含む。）は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も又同様とする。

（市民の責務）

- 第4条** 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（民間事業者の責務）

- 第5条** 民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（受託者の責務等）

- 第6条** 実施機関から個人情報を取り扱う処理業務の委託を受けた者は、当該受託した処理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 受託した処理業務に従事している者又はしていた者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は当該受託業務以外に使用してはならない。

- 3 実施機関は、個人情報を取り扱う処理業務を委託しようとするときは、個人情報保護のために、必要な措置を講じなくてはならない。

- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項により、条例で定める本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者については、前3項の規定を準用するものとする。この場合において、第1項中「処理業務の委託を受けた者」とあるのは「業務の管理事務の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）」と、「受託した処理業務」とあるのは「指定を受けた業務（以下「指定管理業務」という。）」と、第2項中「受託した処理業務」及び「受託業務」とあるのは「指定管理業務」と、第3項中「処理業務を委託しようとするとき」とあるのは「業務を指定管理者に行わせるとき」と読み替えるものとする。

（収集の原則）

- 第7条** 実施機関は、個人情報の収集に当たっては、その所掌する事務の目的

達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(収集の制限)

第 8 条 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令の定めによるとき又は事務の執行上必要であると認められる場合で、市長が庄原市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて認めるときは、この限りではない。

(直接収集)

第 9 条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集しようとするときは、収集の目的及び内容等を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体及び財産その他本人の利益保護のため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
- (5) その他事務の執行上必要であると認められる場合で、市長が審査会の意見を聴いた上で、必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第 4 号又は第 5 号に該当する個人情報を本人以外のものから収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

3 法令等の定めにより、本人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、実施機関が個人情報を直接本人から収集したものとみなす。

4 法令等の定めにより本人が行う申請行為その他これに類する行為によって本人以外の者に関する個人情報が収集されたときは、第 1 項第 1 号に規定する収集がなされたものとみなす。

(特定個人情報の収集等の制限)

第 9 条の 2 実施機関は、特定個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び内容等を明らかにして、収集しなければならない。

2 実施機関は、番号利用法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者を定めるとともに、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏洩、改ざん又はき損その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、個人情報が不要となった場合は、当該個人情報を速やかに廃棄するなど適正な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、収集目的の範囲を超えた個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)及び実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体及び財産その他本人の利益保護のため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。

(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等(国(独立行政法人を含む。))又は他の地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)をいう。以下同じ。)に提供することについて、相当な理由があると認めるとき。

(6) その事務の執行上必要であると認める場合で、市長が審査会の意見を聴いた上で、相当な理由があると認めるとき。

2 実施機関は、個人情報を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、その個人情報の使用目的、使用方法等の制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、

通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を外部提供しようとするときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報について必要な保護措置を講じなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、第9条の2第1項の規定により明確にされた目的(次項及び第17条において「特定個人情報の利用目的」という。)以外に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体及び財産その他本人の利益保護のため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるときであって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(個人情報の収集等の届出)

第12条 実施機関は、個人情報を継続して保有し、又は新たに個人情報ファイルを作成しようとするとき若しくは変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルの記録項目
- (4) 個人情報ファイルの収集方法
- (5) 個人情報ファイルを保管する実施機関名及び管理責任者
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報ファイルの保有を廃止したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

3 市長は、前2項の届出を受けたときは、その内容を審査会に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、その届出

に係る事項を告示により、公表するものとする。

(個人情報ファイルの閲覧)

第13条 市長は、実施機関が保管している個人情報ファイルについて、規則で定めるところにより閲覧に供さなければならない。

(開示の請求)

第14条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保管している自己の個人情報の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求があったときは、開示を請求した者に対し、当該開示の請求に係る個人情報を開示しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報

(2) 個人の評価、判定、診断、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な事務の執行を妨げると認められる情報

(4) その他公益上必要があると市長が審査会の意見を聴いて認めるもの

(訂正の請求)

第15条 市民は、実施機関が保管している自己の個人情報に誤りがあると認めるとき又は不完全であると認めるときは、実施機関に対して、当該個人情報の全部又は一部の訂正を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。

(削除の請求)

第16条 市民は、実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して、当該個人情報の全部又は一部の削除を請求することができる。

(1) 第7条、第9条第1項若しくは第9条の2の規定に違反して自己の個人情報の収集を行っているとき。

(2) 第9条の2第2項の規定に違反して自己の特定個人情報を保管しているとき。

(3) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に自己の特定個人情報が記録されているとき。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による削除の請求をすることができる。

（中止の請求）

第17条 市民は、実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して、当該個人情報の利用又は提供の中止を請求することができる。

(1) 第11条第1項の規定に違反して自己の個人情報の目的外利用又は外部提供を行っているとき。

(2) 第11条の2の規定に違反して自己の特定個人情報の利用目的を超えた利用を行っているとき。

(3) 第11条の3の規定に違反して自己の特定個人情報の提供を行っているとき。

(4) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに自己の特定個人情報が記録されているとき。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用又は提供の中止の請求をすることができる。

（請求による一時停止）

第18条 実施機関は、前3条の規定により請求があったときは、当該請求に対する決定をするまでの間、当該個人情報（特定個人情報を除く。）の利用又は外部提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって公務の執

行に著しい支障が生じると認める場合は、この限りではない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止しなかったときは、その事実を審査会に報告しなければならない。

(開示等の請求手続)

第19条 第14条第1項及び第2項に規定する開示の請求、第15条に規定する訂正の請求、第16条に規定する削除の請求及び第17条に規定する中止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとする者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る当該個人情報の記録の内容
- (3) 開示、訂正、削除又は中止の請求をする理由
- (4) その他規則で定める事項

(請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、前条に規定する請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除及び中止の請求にあつては30日以内に、当該請求を認めるか否かを決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に決定することができないときは、当該期間を延長することができる。この場合においては、速やかに、請求者に対して、当該延長の理由及び期間を通知しなければならない。

(決定後の手続)

第21条 実施機関は、前条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をする旨を決定したときは、開示請求者に対して、当該決定に係る個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報を開示しようとする場合において、当該個人情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当

な理由があると認めるときは、当該個人情報を複製したもの（磁気テープその他これらに類するものについては、これらから出力又は採録したもの）により開示するものとする。

3 実施機関は、前条の規定により訂正、削除又は中止する旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報を訂正し、削除し、又は中止しなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者に通知しなければならない。

（費用負担）

第22条 前条の規定による個人情報の開示、訂正、削除又は中止の請求に係る手数料は無料とする。ただし、当該請求に係る個人情報の写しの交付を受ける者は、交付に要する費用を負担しなければならない。

（他の法令との調整）

第23条 他の法令等により、個人情報（閲覧及び写しの交付については特定個人情報を除く。）の閲覧、写しの交付、訂正若しくは削除又は中止の手続が別に定められている場合においては、その定めるところによるものとする。

2 この制度に規定する手続は、前項に規定するもののほか、実施機関が管理する施設等において、一般の用に供することを目的として個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。

（苦情の処理）

第24条 市民は、実施機関が自己の個人情報の収集等について、不当な取扱いをしていると認めるときは、当該実施機関に対して苦情の申出をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により苦情の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。

3 実施機関は、第1項の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、審査会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

（不服申立て）

第25条 この条例による個人情報の開示、訂正、削除又は中止の請求に対する

処分若しくは不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するときを除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

（民間事業者に対する指導、勧告）

第26条 市長は、民間事業者が個人情報をも不適正に取り扱うおそれがあると認めるときは、当該民間事業者に対し、関係資料の提出及びその他の調査等について協力を求めることができる。

2 市長は、民間事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該民間事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告をすることができる。

3 市長は、民間事業者が第1項に規定する協力を拒んだとき又は前項に規定する勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

（国等との協力）

第27条 市長は、個人情報の適正な保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

（運用状況の公表）

第28条 市長は、規則で定めるところにより、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況について、公表しなければならない。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、民間事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は市長が別に定める。

（罰則）

第30条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第6条第2項に規定する実施機関から委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は同条第4項に規定する指定管理者が管理する公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘

密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第32条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第34条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

（両罰規定）

第35条 第6条第2項に規定する委託若しくは同条第4項に規定する業務を行う法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条又は第31条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、合併前の庄原市、西城町、東城町、口和町、高野町、比和町及び総領町から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の庄原市個人情報保護条例（平成13年庄原市条例第21号）、西城町個人情報保護

条例（平成14年西城町条例第1号）、東城町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成5年年東城町条例第18号）、口和町個人情報保護条例（平成15年口和町条例第27号）、比和町電子計算組織処理による個人情報の保護に関する条例（平成9年比和町条例第7号）又は総領町個人情報保護条例（平成13年総領町条例第3号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成27年10月1日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（庄原市債権管理条例の一部改正）

- 3 庄原市債権管理条例（平成26年庄原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 4 庄原市債権管理条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）